



栃木県公報

平成 29 年
8 月 4 日(金)
第2907号

目 次

告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 673
- 土地改良区定款変更の認可..... 673
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可..... 674

公 告

- 種畜証明書の交付..... 674
- 県営土地改良事業の特別減歩の指定..... 674
- 公共測量の実施..... 675

人事委員会

- 平成29年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕(第2回)、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕(第2回)及び栃木県警察官(特別区分)採用試験〔武道指導、国際捜査官〕の実施..... 675

労働委員会

- あっせん員候補者の委嘱..... 681

告 示

栃木県告示第三百七十一号

補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、平成二十九年分補助金等から適用する。

平成二十九年八月四日

栃木県知事 福田 富一

農政部の部農村振興課の款とちぎの農村誘客促進事業及び地域組織実践活動支援事業費補助金の項の次に次のように加える。

<p>ウェルカムとちぎ農村の魅力向上支援事業費補助金</p>	<p>農村地域における外国人旅行者の受入態勢の構築等の取組を支援することにより、農村の活性化に資する。</p>	<p>農村の活性化を目的とする活動を行う団体であつて知事が適当と認めるもの(以下この項において「特認団体」という。)がウェルカムとちぎ農村の魅力向上支援事業実施要領(平成二十九年五月十日付け農振第二百五十一号農政部長通知)に基づき行うウェルカムとちぎ農村の魅力向上支援事業に要する経費</p>	<p>当該事業に要する経費の十分の十以内</p>	<p>特認団体</p>
--------------------------------	---	--	--------------------------	-------------

(農村振興課)

栃木県告示第372号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年 8月 4日

栃木県知事 福田 富一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
赤 沼 用 水 土 地 改 良 区	平 成 29 年 7 月 26 日

栃木県告示第373号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成29年 8 月 4 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	事 業 名	認 可 年 月 日
小 貝 川 中 部 土 地 改 良 区	小 貝 川 沿 岸 2 期 地 区 土 地 改 良（維 持 管 理）事 業	平 成 29 年 7 月 11 日

(農地整備課)

公 告

○種畜証明書の交付

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成29年度臨時種畜検査に合格し、種畜証明書の交付を受けた種畜は次のとおりであるので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成29年 8 月 4 日

栃木県知事 福 田 富 一

区 分	品 種	証 明 書 交 付 番 号	名 前	生 年 月 日	飼 養 者	
					住 所	氏 名
馬	日本スポーツホース種	平 2 9 栃 木 県 臨 時 第 1 号	ハーロック	平成23年 4 月 9 日	栃木県宇都宮市 田野町222	(株)フジホース スライディング クラブ 代表取締役 藤田 充

(畜産振興課)

○県営土地改良事業の特別減歩の指定

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営矢野口地区土地改良（区画整理）事業において、次の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成29年 8 月 4 日

栃木県知事 福 田 富 一

市 町 村	大 字	字	地 番	地 目	用 途	地 積	特 に 減 ず る 積 地	摘 要
日光市	沢又	宮西	751	田	田	585㎡	56㎡	
〃	矢野口	西原	93	畑	〃	968㎡	54㎡	
〃	〃	日カゲ	593	田	〃	826㎡	92㎡	
〃	〃	上ノ原	666-27	畑	〃	1,976㎡	135㎡	
〃	〃	南	115	〃	〃	760㎡	44㎡	

日光市	矢野口	南	187	田	田	700㎡	85㎡
〃	〃	西原	134-2	山林	〃	1,619㎡	30㎡
〃	〃	南	110-1	田	〃	499㎡	106㎡
〃	〃	〃	186	〃	〃	1,229㎡	157㎡
〃	〃	南原	34-15	畑	〃	2,446㎡	200㎡
〃	〃	金ヒラ山	667-6	〃	〃	1,034㎡	36㎡
〃	〃	日カゲ	567	田	〃	737㎡	90㎡
〃	〃		666-51	畑	〃	5,725㎡	88㎡
〃	〃	上ノ原	666-41	〃	〃	1,930㎡	42㎡
〃	〃	〃	666-45	〃	〃	2,617㎡	43㎡
〃	沢又	間畑	739	原野	〃	1,338㎡	42㎡

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿沼市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年 8 月 4 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業地域
鹿沼市都市計画区域内
- 3 作業期間
平成29年 7 月21日から平成30年 2 月14日まで

(監理課)

人 事 委 員 会

○平成29年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕（第2回）、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕（第2回）及び栃木県警察官（特別区分）採用試験〔武道指導、国際捜査官〕の実施

平成29年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕（第2回）、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕（第2回）及び栃木県警察官（特別区分）採用試験〔武道指導、国際捜査官〕を次のとおり実施するので、職員の任用に関する規則（平成28年栃木県人事委員会規則第14号）第9条第1項の規定により公告する。

平成29年 8 月 4 日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

平成29年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕（第2回）、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕（第2回）及び栃木県警察官（特別区分）採用試験〔武道指導、国際捜査官〕を次のとおり行います。

1 試験区分及び採用予定人員

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員
大学卒業者（男性）	10名程度

大学卒業者（女性）	5名程度
高校卒業者等（男性）	45名程度
高校卒業者等（女性）	10名程度
特別区分〔武道指導（柔道）〕	2名程度
特別区分〔武道指導（剣道）〕	2名程度
特別区分〔国際捜査官（タイ語）〕	1名

2 受験資格

試験区分	年齢・性別	学歴等
大学卒業者（男性）	昭和59年4月2日以降に生まれた男性	(1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成30年3月31日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者（別表参照）
大学卒業者（女性）	昭和59年4月2日以降に生まれた女性	
高校卒業者等（男性）	昭和59年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた男性	上記以外の者
高校卒業者等（女性）	昭和59年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた女性	
特別区分〔武道指導（柔道、剣道）〕	昭和59年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、柔道又は剣道に卓越した技能を有する者（「卓越した技能を有する」とは、3段相当以上の段位をいう。）	
特別区分〔国際捜査官（タイ語）〕	次のいずれかに該当する者で、タイ語の堪能な者。性別は問いません。 (1) 昭和59年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません。） (2) 平成8年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者 ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成30年3月31日までに卒業見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者（別表参照）	

※特別区分の詳細については、人事委員会事務局又は警察本部警務課までお問い合わせください。

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日 時	場 所	合格者発表 ※3
第 一 次 試 験	平成29年9月17日（日） 大学卒業者・特別区分〔国際捜査官〕 受付 8：50～9：25 説明 9：30～10：00 教養試験 10：00～12：30 作文試験 13：30～14：30 専門試験 15：00～16：30	大学卒業者（男性） 高校卒業者等（男性） 特別区分〔武道指導、国際捜査官〕 宇都宮市若草2-3-76 栃木県警察学校	9月28日（木）（予定） に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、合格者に通知します。

	(専門試験は特別区分〔国際捜査官〕のみ) 高校卒業者等・特別区分〔武道指導〕 受 付 8:50～9:25 説 明 9:30～10:00 教養試験 10:00～12:00 作文試験 13:30～14:30 専門試験 15:00～17:00 (専門試験は特別区分〔武道指導〕のみ)	大学卒業者(女性) 高校卒業者等(女性) 宇都宮市若草2-2-46 栃木県立宇都宮中央女子 高等学校	
第 二 次 試 験	身体・体力・ 適性検査	10月12日(木)又は10月 13日(金) ※1	栃木県警察学校 最終合格者は、11月30日 (木)(予定)に県庁屋外 掲示場に受験番号を掲示し て発表するほか、第2次試 験受験者に合否を通知しま す。
	口述試験	11月15日(水)～11月22 日(水)のいずれか1日 (土・日除く) ※2	

※1 具体的な日時等は、第1次合格通知でお知らせします。

※2 具体的な日時等は、身体・体力・適性検査日にお知らせします。

※3 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会のホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>) 及びモバイル版ホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>) にも掲載します。

4 試験の種目、配点及び内容

区分	種目(配点)	内 容	
第 一 次 試 験	教養試験 (100点) ※特別区分は (50点)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。 試験の程度は、大学卒業者及び特別区分〔国際捜査官〕は大学卒業程度、高校卒業者等及び特別区分〔武道指導〕は高校卒業程度です。 出題分野は次のとおりです。(50題出題) 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈	
	専門試験 (50点) ※特別区分のみ	〔武道指導〕	武道についての技術の習熟度や技量について実技試験を行います。(道着、防具等を持参してください。)
		柔道	受身(各種受身を3回程度)、打ち込み(得意技2本、課題技1本を各20回程度)、乱取り(3回程度)
		剣道	掛り稽古、互角稽古、指導稽古(各3回程度)
	〔国際捜査官〕	国際捜査等に従事する警察官として必要な語学力(タイ語)について、記述式による筆記試験を行います。試験の程度は、日常生活や職業上の用務で、必要な文章を読む、書くことができる程度です。	
第 二 次 試 験	作文試験 (50点)	警察官として必要な表現力等について、記述式による試験を行います。(60分:800字程度) 作文試験は、第1次試験日に実施しますが、採点は第2次試験で行いますので、第1次試験合格者の作文についてのみ採点します。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、試験を棄権したものとみなします。	
	身体検査 (-)	身体検査については、次の基準により検査します。	

	性 別	男 性	女 性
	身 長	おおむね160cm以上	おおむね150cm以上
	体 重	おおむね47kg以上	おおむね43kg以上
	胸 囲	おおむね78cm以上	－
	視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上	
	色 覚	職務遂行に支障がないこと。 (※詳細については、お問い合わせください。)	
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。 血液検査(肝機能・血糖・梅毒)及び尿検査(糖尿・たんぱく・肝機能・腎機能)も行います。	
	体力検査 (－)	体力検査については、次の方法により検査します。 前後左右跳び、その場駆け足、腕立伏せ、上体起こし等	
	適性検査 (－)	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかについて検査します。	
	口述試験 (350点) ※特別区分 〔国際捜査 官〕は (450点)	(集団面接50点) (個別面接300点)	主として人物について、集団面接(1グループ約30分)及び個別面接(1人約25分)による試験を行います。 このほか、特別区分〔国際捜査官〕については、国際捜査等に従事する警察官として必要な語学力(タイ語)について、口述試験(1人約25分)を併せて行います(配点100点)。
	資格加点 (30点)	別欄「○資格加点について」に掲げる資格を有する者について、一定点を加点します。	
資 格 調 査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。		

(備考)

- 第1次試験の合計得点には合格基準を定めており、この基準に達しない場合は不合格となります。また、「特別区分」にあつては、教養試験及び専門試験の得点についてもそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。
- 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定しますが、作文試験及び個別面接試験には合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります(作文試験の基準に達せず不合格となる場合は、10月下旬までに通知します)。また、身体検査の基準に達しない場合も、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。
- スポーツで、全国規模で行われる大会への出場経歴がある場合、第2次試験の個別面接試験の際に評価要素とします。(詳細は、第1次合格通知でお知らせします。)
- 試験問題(教養試験)の一部例題を公表しています。例題の数は教養試験が3題です(専門試験の例題はありません)。例題は、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ(県庁本館2階)において閲覧できます。

○資格加点について

- ア～キの区分において、次に掲げる資格に対して、第2次試験で点数を加点します。
- 1つの区分について1つの資格が申請でき、複数の区分の資格を持っている場合は、3つの区分まで申請できます。
- 特別区分〔武道指導〕については、受験する試験区分と同一の資格加点区分での加点は認められません。
- 申請できる資格は、第1次試験日までに当該資格取得済みのものに限ります。
- 申請方法の詳細は、第1次合格通知でお知らせします。

(6) 配点は各区分10点です。

区 分	資 格
ア 英 語	(ア) 実用英語技能検定（英検） 2級以上 (イ) T O E I C 470点以上 (ウ) T O E F L <P B T>460点以上、<C B T>140点以上、<i B T>48点以上 (エ) 国際連合公用語英語検定（国連英検） C級以上
イ 中国語	(ア) 中国語検定 3級以上 (イ) 漢語水平考試（H S K） 4級以上 (ウ) 中国語コミュニケーション能力検定（T E C C） 400点以上
ウ 韓国語	(ア) ハングル能力検定 準2級以上 (イ) 韓国語能力試験 4級以上
エ 財 務	日商簿記検定 2級以上
オ 情 報	情報処理技術者試験又は情報処理安全確保支援士試験（国家試験）に合格した者
カ 柔 道	初段以上（講道館認定に限る。）
キ 剣 道	初段以上（全日本剣道連盟認定に限る。）

5 採用

(1) 最終合格者は、平成30年4月1日採用予定です。

大学を卒業する見込みで受験した方は、平成30年3月31日までに卒業できなかった場合は採用されません。（特別区分〔国際捜査官〕の受験資格(1)該当の方を除きます。(2)イ該当の方は個別にお問い合わせください。）

(2) 採用決定後は巡査に任命され、栃木県警察学校に入校し、初任科生として一定期間の初任教養を受けた後、県内の各警察署（交番）に配属されます。

6 給与及び待遇

(1) 給料及び諸手当

平成29年4月1日現在における初任給（給料）は大学卒で211,400円、短大卒で194,400円、高校卒で178,900円ですが、官公庁、会社等に勤務した経験のある者は一定の基準により加算されます。

このほか、扶養手当、地域手当（県内勤務の場合は3.45%）、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの条件によって支給されます。

(2) 被服

被服は、制服のほか、靴、靴下、手袋等が現品で支給されます。

(3) 住宅

警察学校や各警察署には、職員住宅、独身寮があります。

(4) 医療

地方公務員等共済組合法により、本人・家族とも病気にかかったときは3割（義務教育就学前の場合は2割）負担で治療が受けられます。警察本部には保健室があり、常勤の保健師が健康相談に応じています。

7 受験手続

申込方法によって受付期間が異なるので注意してください。

試験案内・申込書・受験票は、栃木県内の各警察署、交番、駐在所、県庁総合案内、県民プラザ、各地方合同庁舎内の県民相談室、とちぎジョブモール及び栃木県東京事務所でも配布しているほか、栃木県人事委員会のホームページからダウンロードできます。

(1) インターネット（電子申請）による場合

申 込 先 申 込 方 法	栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」を必ず最後まで読んでから申し込んでください。 (http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html)
------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」(到達のお知らせ)が電子メールで送信されます。このメールが届かないときは、申込みがされておきませんので注意してください。 ・申込みの受付終了後、「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が電子メールで送信されます。(申請から3日以内(土・日・祝日は含まない。)) ・受験票を各自でA4サイズの用紙に印刷し、写真を貼って署名の上、はがき大の厚紙に貼って第1次試験当日に持参してください。 ・「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が届かず、受験票を作成できないときは、9月6日(水)までに警察本部警務課まで電話で照会してください。 ・パソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。 ・使用するパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
受付期間	<p>8月4日(金)8時30分～9月1日(金)17時15分(受信有効)</p> <p>手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。</p> <p>電子申請システムの臨時保守のため、受付期間でも一時的に申込みができない場合があります。</p>

(2) 郵送・持参による場合

申込先 申込方法	<p>所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、次のところまで郵送又は持参してください。</p> <p>栃木県警察本部警務課(〒320-8510 宇都宮市埜田1-1-20)及び県内の各警察署、交番、駐在所</p> <p>(このほか、受付期間内の土・日・祝日に開催する説明会において、臨時の受付を設ける場合があります。日時と場所は、事前に栃木県警察本部のホームページで告知します。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察本部警務課に持参する場合を除き、受験票に、宛先を明記し、62円分の切手を貼ってください。 ・提出書類の様式は栃木県人事委員会のホームページからプリントアウトすることもできます。(http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/annai.html) ・様式をプリントアウトして使用する場合は、A4サイズの用紙に印刷し、受験票を切り離して郵便はがき(額面が52円の場合は62円になるよう切手を貼ってください。)に貼り、表面には住所・氏名を明記してください。 ・申込みの時には受験票に写真を貼らないでください。 ・郵送の際は、封筒の表に「警察官試験受験申込」と朱書きし、裏には住所・氏名を必ず書いてください。 <p>※申込書は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。</p> <p>なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法によりお申し込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験票が返送されたら写真を貼って、第1次試験当日に持参してください。 ・受験票が到着しないときは、9月12日(火)までに警察本部警務課まで電話で照会してください。
受付期間	<p>(郵送) 8月4日(金)～9月1日(金)(消印有効)</p> <p>(持参) 8月4日(金)～9月1日(金)8時30分～17時15分</p>

8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書(運転免許証、学生証等)を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に人事委員会事務局においてください。電話、はがき等による開示請求はできません。(棄権者は開示請求できません。)

開示請求できる人	開示期間	開示する内容	開示場所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点 及び総合順位	人事委員会事務局 (土・日・祝日を除く 8:30～17:15)
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

〔別表〕

※ 「2 受験資格 学歴等 (大学卒業者)」の「(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者」については下記の1～10のとおり、「(特別区分〔国際捜査官〕)」の「イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者」については、下記の1～7及び9のとおりです。詳細は、人事委員会事務局までお問い合わせください。

1	短期大学、高等専門学校を卒業した者等で、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構）から学士の学位を授与された者
2	防衛大学校、防衛医科大学校、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（旧独立行政法人水産大学校を含む。）、海上保安大学校、職業能力開発総合大学校の長期課程、気象大学校の大学部又は国立看護大学校を卒業又は修了した者及び平成30年3月31日までに卒業又は修了する見込みの者
3	外国において学校教育における16年以上の課程を修了した者及び平成30年3月31日までに修了する見込みの者
4	外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年以上の課程を修了した者及び平成30年3月31日までに修了する見込みの者
5	我が国において、外国の大学の課程（当該外国の学校教育における16年以上の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成30年3月31日までに修了する見込みの者
6	外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、5年）以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月31日までに修了する見込みの者
7	専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成30年3月31日までに修了する見込みの者
8	大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成8年4月1日以前（医学等を履修する博士課程への入学については平成6年4月1日以前）に生まれた者
9	学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことのある者
10	教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で平成8年4月1日以前に生まれた者

労働委員会

栃木県労働委員会告示第2号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により、次の者をあっせん員候補者として委嘱したの

で、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により公示する。

平成29年8月4日

栃木県労働委員会会長 白井裕己

氏名	職 業	閱 歴	委 嘱
三浦 義和	栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県環境森林部長	平成 25.7.22
末廣 啓子	宇都宮大学教授 栃木県労働委員会委員（公益委員）	厚生労働省長崎労働局長	平成 25.7.22
白井 裕己	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会会長	平成 11.7.14
橋本 賢二郎	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	日本弁護士連合会副会長	平成 28.11.2
杉田 明子	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会副会長	平成 27.7.24
小松 清	情報産業労働組合連合会栃木県協議会特別幹事 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	栃木県労働者福祉協議会事務局長	平成 27.7.24
石崎 茂雄	自治労全国一般栃木地方労働組合特別執行委員 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	自治労全国一般栃木地方労働組合専従役員	平成 23.7.21
桂 恵子	日本労働組合総連合会栃木県連合会副事務局長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	電機連合栃木地方協議会特別副議長	平成 29.7.25
鈴木 正	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	JAM北関東副書記長	平成 29.7.25
吉成 剛	日本労働組合総連合会栃木県連合会事務局長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	自動車総連栃木地方協議会議長	平成 27.7.24
片柳 明子	株式会社ベル三幸代表取締役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	株式会社ベル三幸取締役	平成 17.7.19
石塚 洋史	一般社団法人栃木県経営者協会専務理事 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	株式会社足利銀行矢板支店長 兼塩谷支店長	平成 17.7.19
川上 裕	藤井産業株式会社専務取締役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	藤井産業株式会社常務取締役	平成 27.2.5
早乙女 章	株式会社北関東警送サービス常務取締役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	株式会社北関東警送サービス 取締役	平成 29.7.25
豊田 弘	栃木カネカ株式会社顧問 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	栃木カネカ株式会社執行役員	平成 25.7.22
北村 直也	栃木県労働委員会事務局長	栃木県県土整備部次長兼監理課長	平成 29.4.6
諏訪 和己	栃木県労働委員会事務局審査調整課長	栃木県経営管理部安足県税事務所長	平成 28.4.7
神長 勇	栃木県労働委員会事務局審査調整課長補佐 （総括）（審査調整担当）	栃木県県土整備部道路保全課長補佐（道路管理担当）	平成 29.4.6